

道路は駐車場ではありません。

決められた保管場所に駐車してください。



名古屋市

駐車ルールの基本知識

どこが違うの？「駐車」と「停車」

駐車は、車が継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）又は運転者が車から離れていてすぐに運転できない状態で停止することです。

停車は、車が停止することで、駐車以外のものです。

駐停車の方法

車両は、道路（車道）の左側端に沿って駐停車しなければなりません。

次の場所では、**駐車も停車も**してはいけません。

ただし、赤信号や危険防止のため一時停止する場合などを除きます。

- 「駐停車禁止」の標識や標示のある場所
- 交差点とその端から5メートル以内の場所
- 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所
- バスの停留所の標示板（標示柱）から10メートル以内の場所（運行時間中）など



次の場所では、**駐車**してはいけません。

ただし、警察署長の許可を受けた場合は除きます。

- 「駐車禁止」の標識や標示のある場所
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置から5メートル以内の場所
- 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所
- 車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所など



青空駐車は違反です

道路を車の保管場所として使用してはいけません。

道路の同一場所に12時間（夜間は8時間）以上駐車すると処罰されます。